

横須賀市報

第1932号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目次

告 示

- ◇指定地域密着型サービス事業者の指定について…………… 15651
- ◇指定居宅介護支援事業者の指定について…………… ”
- ◇指定居宅介護支援事業者の事業の廃止について…………… ”
- ◇指定障害福祉サービス事業者の事業の廃止について… 15952
- ◇身体障害者福祉法に基づく医師の指定について…………… ”
- ◇指定自立支援医療機関の指定について…………… ”
- ◇生活保護法等に基づく医療機関の指定について…………… ”
- ◇生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止につい
て…………… 15653
- ◇生活保護法等に基づく指定医療機関の指定辞退につい
て…………… 15654
- ◇生活保護法等に基づく施設機関の指定について…………… ”
- ◇指定小児慢性特定疾病医療機関の名称の変更につい
て…………… 15655
- ◇除却広告物等の保管について…………… ”
- ◇自転車等放置禁止区域の変更について…………… ”
- ◇放置自転車等の移動について…………… 15658
- ◇道路区域変更及び供用開始について…………… ”

公 告

- ◇債権差押調書の公示送達…………… 15659
- ◇配当計算書の公示送達…………… ”
- ◇介護保険料納入通知書の公示送達…………… ”
- ◇介護保険料の督促状の公示送達…………… ”
- ◇国民健康保険料の決定通知書の公示送達…………… ”
- ◇国民健康保険料の変更通知書の公示送達…………… ”
- ◇国民健康保険料の督促状の公示送達…………… ”

- ◇後期高齢者医療保険料の納入通知書の公示送達…………… 15660
- ◇後期高齢者医療保険料の督促状の公示送達…………… ”
- ◇住民票の職権消除について…………… ”
- ◇国民健康保険料に係る債権差押調書の公示送達…………… ”
- ◇国民健康保険料に係る配当計算書の公示送達…………… ”
- ◇地域計画の変更について…………… ”
- ◇都市公園の区域及び面積の変更について…………… ”
- ◇港湾法に基づく撤去工作物等の保管について…………… 15661
- ◇港湾法に基づく撤去工作物等の保管について…………… ”
- ◇農用地利用集積等促進計画について…………… ”

上下水道局告示

- ◇指定給水装置工事事業者の指定について…………… 15663
- ◇指定下水道工事店の指定辞退について…………… ”

教育委員会告示

- ◇教育委員会定例会の招集について…………… ”

選挙管理委員会告示

- ◇選挙人名簿への登録を行う日について…………… 15664
- ◇選挙権を有する方の50分の1、3分の1及び6分の1の
数について…………… ”

告 示

横須賀市告示第31号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の規定により、次に掲げる者を指定地域密着型サービス事業者として指定しました。

令和8年3月25日

横須賀市長 上地克明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和8年3月1日	リハビリデイベース ジョイ	横須賀市大津町1丁目18番25号	地域密着型通所介護	横須賀市大津町三丁目18番12号 株式会社JOY'S 代表取締役 関山諭史

横須賀市告示第32号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次に掲げる者を指定居宅介護支援事業者として指定しま

した。

令和8年3月25日

横須賀市長 上地克明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和8年3月1日	まあいケアプラン	横須賀市大津町1丁目8番34号コーポ松102	居宅介護支援	横須賀市鴨居二丁目49番1号 株式会社真愛 代表取締役 今井育代

横須賀市告示第33号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援の事業を廃止する旨

の届出がありました。

令和8年3月25日

横須賀市長 上地克明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和8年2月28日	かのんケアサービス	横須賀市追浜町2丁目15番地平野ビル101	居宅介護支援	横浜市鶴見区岸谷一丁目27番17号 株式会社MMS 代表取締役 大島政則

同	ケアサポートめぐみ	横須賀市東浦賀1丁目15番7号	居宅介護支援	横須賀市東浦賀一丁目15番7号 合同会社愛 代表社員 浅野 智子
---	-----------	-----------------	--------	--

横須賀市告示第34号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次に掲げる者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出がありました。

令和8年3月25日
横須賀市長 上地 克明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和8年2月28日	カフェドルチェ	横須賀市安浦町2丁目24番地3	就労継続支援B型	横須賀市安浦町二丁目23番地 特定非営利活動法人横須賀精神保健ふれあいグループうらら 理事長 八嶋 美代子

横須賀市告示第35号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に

規定する医師として次のとおり指定しました。
令和8年3月25日

横須賀市長 上地 克明

指 定 年 月 日	氏 名	診療科目	診断する障害の区分	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	所 在 地
令和8年3月1日	赤井 駿	内科	心臓機能障害	自衛隊横須賀病院	横須賀市田浦港町1766番地1
同	鈴木 沙貴	形成外科	肢体不自由	横須賀共済病院	横須賀市米が浜通1丁目16番地
同	岡田 恵子	腎臓内科	じん臓機能障害	横須賀市立総合医療センター	横須賀市神明町1番地8
同	山内 淳司	腎臓内科	じん臓機能障害	横須賀市立市民病院	横須賀市長坂1丁目3番2号

横須賀市告示第36号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次に掲げる医療機関を指定自立支援医療機関として指定しました。

令和8年3月25日
横須賀市長 上地 克明

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地	区 分	自立支援医療の種類
令和8年3月1日	フレンド薬局久里浜はる一ど店	横須賀市久里浜4丁目8番13号	薬局	育成医療及び更生医療
同	シフトつつじ調剤薬局	横須賀市武4丁目40番4号木村ビル1F	薬局	育成医療及び更生医療

横須賀市告示第37号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定に基づき、次に掲げる医療機関を医療扶助のための医療を担当させる機関として指定しました。

令和8年3月25日

横須賀市長 上地 克明

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
令和6年10月1日	かつら整形外科・皮フ科	横須賀市米が浜通1丁目3番地25KARS SQUARE 2階3階
同	訪問看護ステーションあやめ追浜	横須賀市田浦町4丁目30番地ハイツさつき201号室
同	クリタ調剤薬局米が浜店	横須賀市米が浜通1丁目3番地25
令和6年11月1日	横須賀みなみ診療所	横須賀市追浜町2丁目14番地

同	ルナ薬局北久里浜店	横須賀市根岸町3丁目3番3号
令和7年1月1日	カイト訪問看護ステーション	横須賀市浦賀丘3丁目9番13号
同	訪問看護リハビリステーションwith	横須賀市西浦賀5丁目20番6号
同	訪問看護ステーション絆	横須賀市佐原5丁目15番2号
同	あい薬局	横須賀市坂本町2丁目31番地
令和7年3月1日	つうらクリニック	横須賀市久里浜5丁目14番14号メディカルスクエア3階
同	横須賀市立総合医療センター	横須賀市神明町1番地8
同	イオン薬局イオンスタイル横須賀	横須賀市本町2丁目1番地12

同	なの花薬局久里浜店	横須賀市久里浜5丁目14番14号
同	日本調剤久里浜薬局	横須賀市久里浜5丁目17番8号
同	薬樹薬局久里浜	横須賀市久里浜5丁目17番9号
令和7年4月1日	いろは訪問看護ステーション	横須賀市岩戸1丁目8番3号ラスタールームE
同	訪問看護ステーションひなた	横須賀市久里浜2丁目13番1号202
同	訪問看護ステーション虹	横須賀市太田和2丁目11番36号
同	あんこ薬局	横須賀市安浦町2丁目19番地
同	珊瑚薬局新緑店	横須賀市大津町1丁目16番7号
同	珊瑚薬局大津店	横須賀市大津町1丁目20番2号
同	珊瑚薬局佐原店	横須賀市佐原3丁目3番6号
令和7年4月17日	盛重歯科医院	横須賀市追浜東町3丁目65番地20
令和7年5月1日	青山医院	横須賀市根岸町4丁目1番31号
同	アークワン訪問看護ステーション	横須賀市根岸町3丁目11番4号NSビル1階
令和7年6月1日	工藤内科クリニック	横須賀市追浜東町3丁目42番地
同	久里浜横井クリニック	横須賀市久里浜5丁目13番17号
令和7年7月1日	エデン歯科クリニック	横須賀市上町2丁目4番地レルムアカシヤ2階
令和7年8月1日	ふくやま耳鼻咽喉科馬堀院	横須賀市馬堀町2丁目9番17号
令和7年8月29日	齋藤歯科医院	横須賀市安浦町2丁目14番地
令和7年9月25日	ラッコ調剤薬局	横須賀市若松町3丁目14番地5
令和7年10月1日	すばるメディカルクリニック	横須賀市若松町3丁目14番地カネハンビル3階4階5階
同	子どもと若者の訪問看護	横須賀市船越町1丁目52番地4
同	フレンド薬局久里浜はろーど店	横須賀市久里浜4丁目8番13号
同	クリエイト薬局横須賀粟田店	横須賀市粟田1丁目42番2号
令和7年11月1日	ぶくぶく訪問看護ステーション	横須賀市坂本町5丁目22番地
同	シフト池上調剤薬局	横須賀市池上5丁目8番3号
同	シフト一騎塚薬局	横須賀市林1丁目23番6号水野ビル1F
同	シフトつつじ調剤薬局	横須賀市武4丁目40番4号木村ビル1F

同	シフト秋谷薬局	横須賀市秋谷1丁目23番22号
令和8年1月1日	ふたばホームデンタルクリニック	横須賀市二葉2丁目26番2号-1F

~~~~~  
横須賀市告示第38号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定に基づき、次に掲げる医療機関から、指定医療機関としての事業を廃止した旨の届出がありました。

令和8年3月25日

横須賀市長 上 地 克 明

| 廃止年月日      | 名 称             | 所 在 地                           |
|------------|-----------------|---------------------------------|
| 令和6年9月30日  | かつら整形外科クリニック    | 横須賀市上町2丁目7番地5横須賀上町クリニックビル4F     |
| 同          | クリタ調剤薬局         | 横須賀市上町2丁目20番地                   |
| 令和6年10月31日 | 横須賀みなみ診療所       | 横須賀市追浜町2丁目14番地                  |
| 令和6年11月30日 | 金子整形外科          | 横須賀市東浦賀1丁目1番1号WATANABE One'sビル  |
| 同          | 浦賀みなと歯科         | 横須賀市浦賀5丁目3番2号木村ビル1F             |
| 令和6年12月24日 | すぎもとクリニック       | 横須賀市追浜本町1丁目1番地35ツバサビル4F         |
| 令和6年12月25日 | 岡田歯科医院          | 横須賀市日の出町1丁目7番地岡田ビル2階            |
| 令和6年12月31日 | 有限会社あい薬局        | 横須賀市坂本町2丁目31番地                  |
| 同          | マリア薬局           | 横須賀市野比1丁目39番12号                 |
| 令和7年2月28日  | 横須賀市立うわまち病院     | 横須賀市上町2丁目36番地                   |
| 同          | 大木医院            | 横須賀市ハイランド5丁目28番6号               |
| 同          | イオン薬局イオンスタイル横須賀 | 横須賀市本町2丁目1番地12コースカベイサイドストアーズ2F  |
| 同          | 薬樹薬局 うわまち       | 横須賀市上町2丁目20番地高梨ビル1階             |
| 令和7年3月28日  | 恵徳会整形外科クリニック    | 横須賀市平作8丁目20番15号衣笠かつみクリニックビル4・5階 |
| 令和7年3月31日  | 森塚クリニック         | 横須賀市汐入町2丁目7番地1山下ビル2F            |
| 同          | あんこ薬局           | 横須賀市安浦町2丁目19番地                  |
| 同          | 珊瑚薬局新緑店         | 横須賀市大津町1丁目16番7号                 |
| 同          | 珊瑚薬局大津店         | 横須賀市大津町1丁目20番2号                 |
| 同          | 珊瑚薬局佐原店         | 横須賀市佐原3丁目3番6号                   |

|               |                    |                                       |
|---------------|--------------------|---------------------------------------|
| 令和7年<br>4月16日 | 盛重歯科医院             | 横須賀市追浜東町3丁目<br>65番地20                 |
| 令和7年<br>4月30日 | 青山医院               | 横須賀市根岸町4丁目1<br>番31号                   |
| 令和7年<br>5月10日 | 安島医院               | 横須賀市平作5丁目29番<br>20号                   |
| 令和7年<br>5月25日 | 今野歯科医院             | 横須賀市上町1丁目55番<br>地                     |
| 令和7年<br>5月31日 | 工藤内科クリニック          | 横須賀市追浜東町3丁目<br>42番地                   |
| 同             | 衣笠病院附属在宅クリ<br>ニック  | 横須賀市小矢部2丁目25<br>番14号-2F               |
| 同             | 久里浜横井クリニック         | 横須賀市舟倉1丁目30番<br>12号久里浜パークホーム<br>ズ1F   |
| 令和7年<br>6月19日 | 紺野内科医院             | 横須賀市久里浜4丁目7<br>番15号                   |
| 令和7年<br>6月30日 | けいあい訪問看護ステー<br>ション | 横須賀市舟倉1丁目32番<br>1号コーエイマンション<br>久里浜117 |
| 令和7年<br>7月5日  | 薬樹薬局 若松            | 横須賀市若松町2丁目7<br>番地藤田ビル2F               |
| 令和7年<br>7月31日 | 小堀医院               | 横須賀市馬堀町2丁目9<br>番17号                   |
| 令和7年<br>9月24日 | ラッコ調剤薬局            | 横須賀市大滝町1丁目9<br>番地                     |
| 令和7年<br>9月30日 | すばるメディカルクリ<br>ニック  | 横須賀市大滝町1丁目9<br>番地品川ビル5F               |
| 同             | みらいクリニック横須<br>賀    | 横須賀市池田町5丁目13<br>番18号ストーリーA2階<br>201号  |

|                |                     |                         |
|----------------|---------------------|-------------------------|
| 令和7年<br>10月31日 | 株式会社シフト池上調<br>剤薬局   | 横須賀市池上5丁目8番<br>3号       |
| 同              | 株式会社シフト一騎塚<br>薬局    | 横須賀市林1丁目23番6<br>号水野ビル1F |
| 同              | 株式会社シフトつつじ<br>調剤薬局  | 横須賀市武4丁目40番4<br>号木村ビル1F |
| 同              | 株式会社シフト秋谷薬<br>局     | 横須賀市秋谷1丁目23番<br>22号     |
| 令和7年<br>11月30日 | SOMPOケア湘南鷹<br>取訪問看護 | 横須賀市湘南鷹取2丁目<br>35番5号    |
| 令和8年<br>1月4日   | 衣笠訪問看護ステーショ<br>ン    | 横須賀市平作7丁目10番<br>27号     |

~~~~~  
横須賀市告示第39号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定に基づき、次に掲げる医療機関から、指定医療機関としての事業を辞退したい旨の届出がありました。

令和8年3月25日

横須賀市長 上 地 克 明

辞 退 年月日	名 称	所 在 地
令和7年 2月28日	長岡皮膚科医院	横須賀市追浜本町1丁目 1番地35
令和7年 9月13日	高橋歯科医院	横須賀市池上2丁目16番 17号

~~~~~  
**横須賀市告示第40号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定に基づき、次に掲げる施術機関を医療扶助のための施術を担当させる機関として指定しました。

令和8年3月25日

横須賀市長 上 地 克 明

| 指定年月日     | 名 称                                  | 所 在 地                             | 施 術 者     | 種 類           |
|-----------|--------------------------------------|-----------------------------------|-----------|---------------|
| 令和6年11月1日 | オーロラ鍼灸マッサージ<br>治療院                   | 横須賀市鷹取2丁目19番1号ロイヤ<br>ルクヒオ107      | 日 高 隆 博   | あん摩・マッ<br>サージ |
| 同         | 株式会社アメニティーサー<br>ビス鍼灸マッサージ院横<br>須賀営業所 | 横須賀市米が浜通2丁目13番地15                 | 田 上 華 弥   | あん摩・マッ<br>サージ |
| 同         | 株式会社アメニティーサー<br>ビス鍼灸マッサージ院横<br>須賀営業所 | 横須賀市米が浜通2丁目13番地15                 | 田 上 華 弥   | はり・きゅう        |
| 同         | 鍼灸整骨院ひまわり                            | 横須賀市根岸町3丁目1番6-125<br>号            | 高 野 裕 希   | はり・きゅう        |
| 令和6年12月1日 | すぎの手訪問鍼灸マッサー<br>ジ                    | 横須賀市平作5丁目27番25号                   | 萩生田 玲     | あん摩・マッ<br>サージ |
| 同         | すぎの手訪問鍼灸マッサー<br>ジ                    | 横須賀市平作5丁目27番25号                   | 萩生田 玲     | はり・きゅう        |
| 令和7年2月1日  | わかばあんまマッサージ<br>指圧治療院                 | 横須賀市追浜町2丁目16番地7ハー<br>バルライフ追浜201号室 | 岡 部 敦 子   | あん摩・マッ<br>サージ |
| 令和7年5月1日  | オーロラ鍼灸マッサージ<br>治療院                   | 横須賀市鷹取2丁目19番1号ロイヤ<br>ルクヒオ107      | 山 崎 裕 太 郎 | あん摩・マッ<br>サージ |
| 同         | オーロラ鍼灸マッサージ<br>治療院                   | 横須賀市鷹取2丁目19番1号ロイヤ<br>ルクヒオ107      | 山 崎 裕 太 郎 | はり・きゅう        |
| 同         | 鍼灸整骨院ひまわり                            | 横須賀市根岸町3丁目1番6-125<br>号            | 錢 谷 弘     | あん摩・マッ<br>サージ |

|           |                |                           |       |           |
|-----------|----------------|---------------------------|-------|-----------|
| 同         | 鍼灸整骨院ひまわり      | 横須賀市根岸町3丁目1番6-125号        | 銭谷 弘  | はり・きゅう    |
| 令和7年6月1日  | オーロラ鍼灸マッサージ治療院 | 横須賀市鷹取2丁目19番1号ロイヤルルクヒオ107 | 小川 陽子 | あん摩・マッサージ |
| 同         | オーロラ鍼灸マッサージ治療院 | 横須賀市鷹取2丁目19番1号ロイヤルルクヒオ107 | 小川 陽子 | はり・きゅう    |
| 同         | あゆみ鍼灸整骨院       | 横須賀市久里浜4丁目8番13号小石川ビル1階    | 湊 要   | あん摩・マッサージ |
| 同         | あゆみ鍼灸整骨院       | 横須賀市久里浜4丁目8番13号小石川ビル1階    | 湊 要   | はり・きゅう    |
| 令和7年7月1日  | バランス ケア        | 横須賀市ハイランド1丁目39番8号         | 清水 舞  | あん摩・マッサージ |
| 同         | バランス ケア        | 横須賀市ハイランド1丁目39番8号         | 清水 舞  | はり・きゅう    |
| 令和7年8月1日  | 階戸 達郎          | 横須賀市湘南鷹取1丁目22番11号         | 階戸 達郎 | あん摩・マッサージ |
| 令和7年9月1日  | オーロラ鍼灸マッサージ治療院 | 横須賀市鷹取2丁目19番1号ロイヤルルクヒオ107 | 橋口 智斉 | あん摩・マッサージ |
| 令和7年11月1日 | かもい名倉堂接骨院      | 横須賀市東浦賀1丁目10番7号パレドール浦賀1階  | 大矢 聖悟 | 柔道整復      |
| 同         | かもい名倉堂接骨院      | 横須賀市東浦賀1丁目10番7号パレドール浦賀1階  | 小平 絢也 | 柔道整復      |
| 同         | かもい名倉堂接骨院      | 横須賀市東浦賀1丁目10番7号パレドール浦賀1階  | 雑賀 智  | 柔道整復      |
| 同         | かもい名倉堂接骨院      | 横須賀市東浦賀1丁目10番7号パレドール浦賀1階  | 田所 佳樹 | 柔道整復      |

横須賀市告示第41号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の14の規定により、次に掲げる指定小児慢性特定疾病医療機関から名称を変更

した旨の届出がありました。  
令和8年3月25日

横須賀市長 上地 克明

| 変更年月日     | 名 称     |               | 所 在 地                 |
|-----------|---------|---------------|-----------------------|
|           | 新       | 旧             |                       |
| 令和8年2月24日 | 新成薬局 本店 | あすびお薬局 横須賀中央店 | 横須賀市米が浜通1丁目17番地YMBLDG |

横須賀市告示第42号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第1項の規定により、次のとおり広告物等を保管しました。

保管した広告物等に係る保管広告物等一覧簿は、横須賀市都市部まちなみ景観課において告示の日の翌日から起算して2週間一般の縦覧に供します。

令和8年3月25日

横須賀市長 上地 克明

1 広告物等の名称又は種類等

| 広告物等の名称又は種類 | 広告物等の数量 | 広告物等が放置されていた場所 | 除却年月日             | 保管期間             |
|-------------|---------|----------------|-------------------|------------------|
| はり札等        | 1       | 不入斗町1丁目地内      | 令和8年2月2日から同月27日まで | 告示の日の翌日から起算して2週間 |

2 保管場所  
横須賀市武3丁目22番1号

3 返還を受ける方法

(1) 返還場所及び返還日時

返還を受けようとするときは、事前に協議の上決定します。

(2) 持参するもの

受領書、当該広告物等の所有者等であることを証明するもの及び印鑑

4 問い合わせ先

横須賀市都市部まちなみ景観課

横須賀市告示第43号

自転車等の放置防止に関する条例（平成3年横須賀市条例第29号）第8条第1項の規定に基づき、次の自転車等放置禁止区域の指定を変更します。

なお、新たに自転車等放置禁止区域として指定された日以後、当該区域内に自転車等が放置されているときは、同条例第10条第2項の規定により当該自転車等を保管場所に移動します。




令和8年3月25日

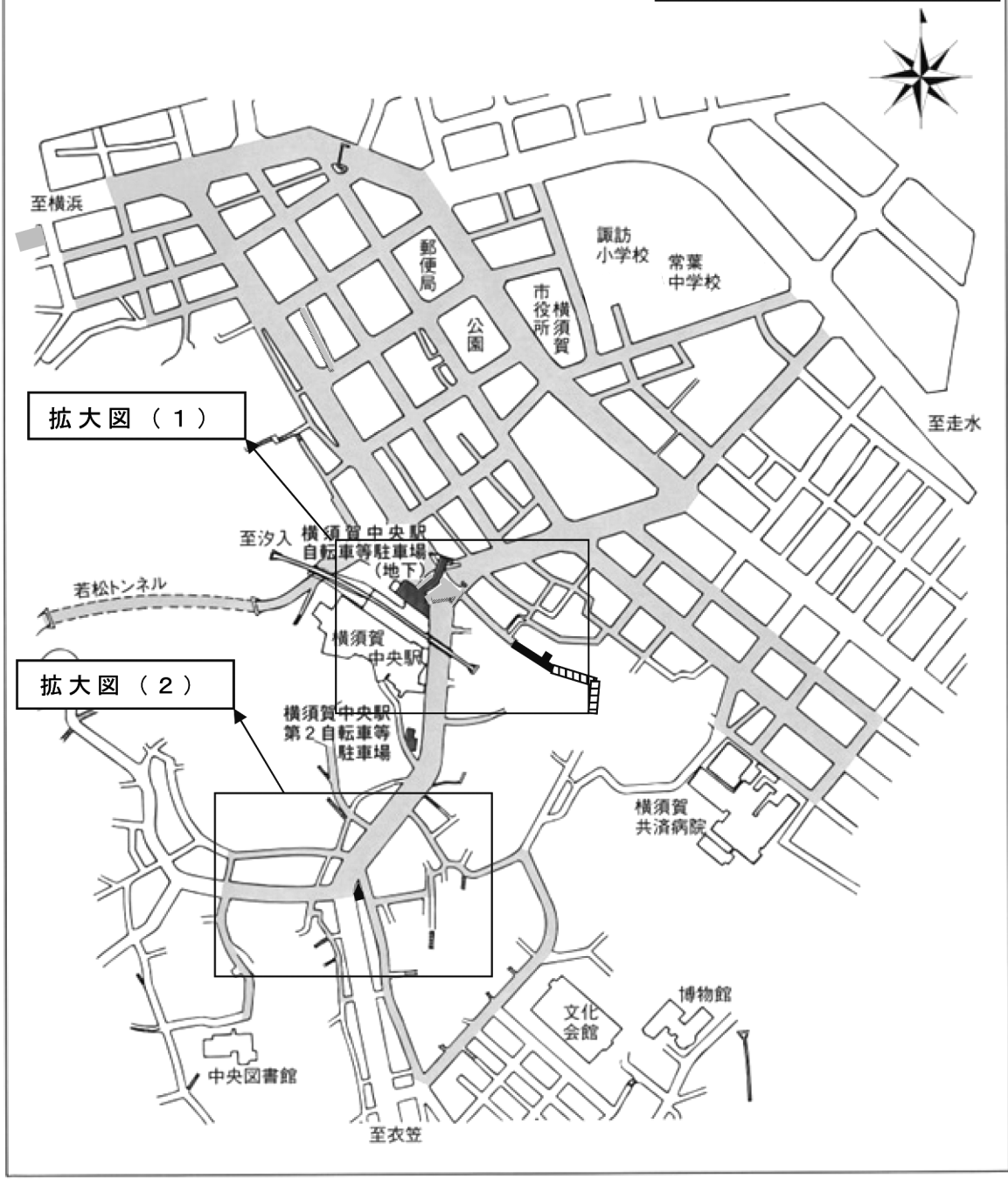
横須賀市長 上地 克明

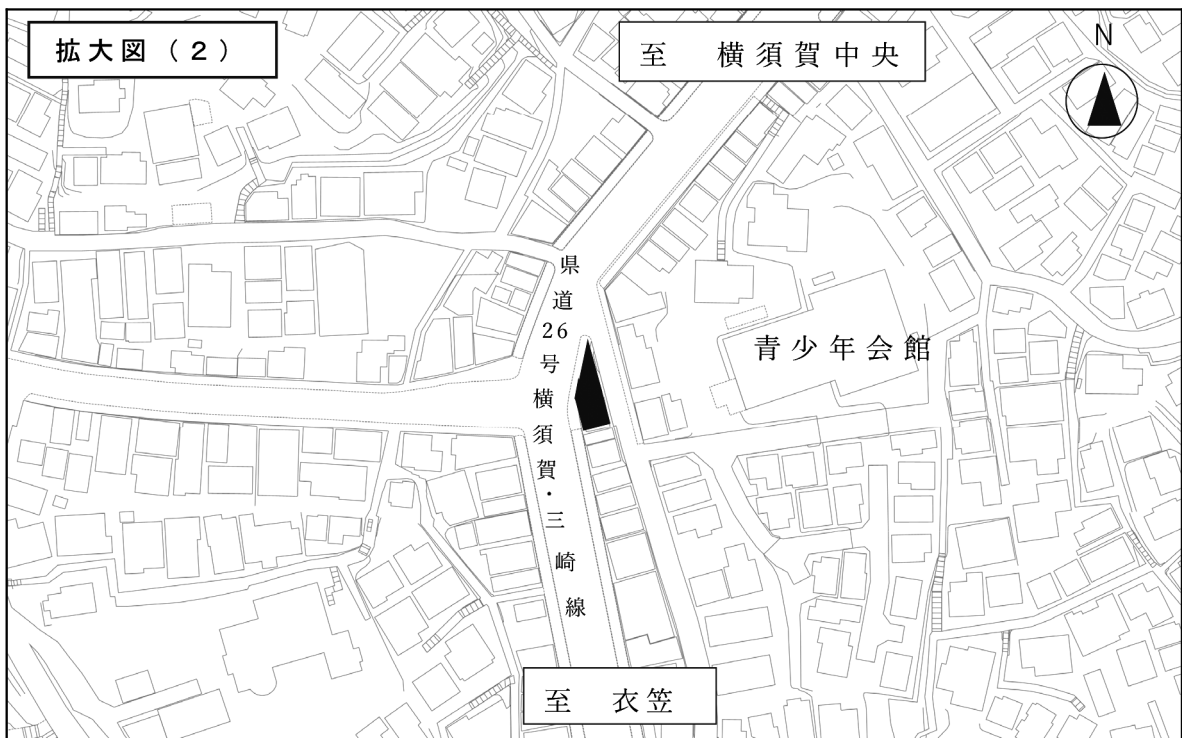
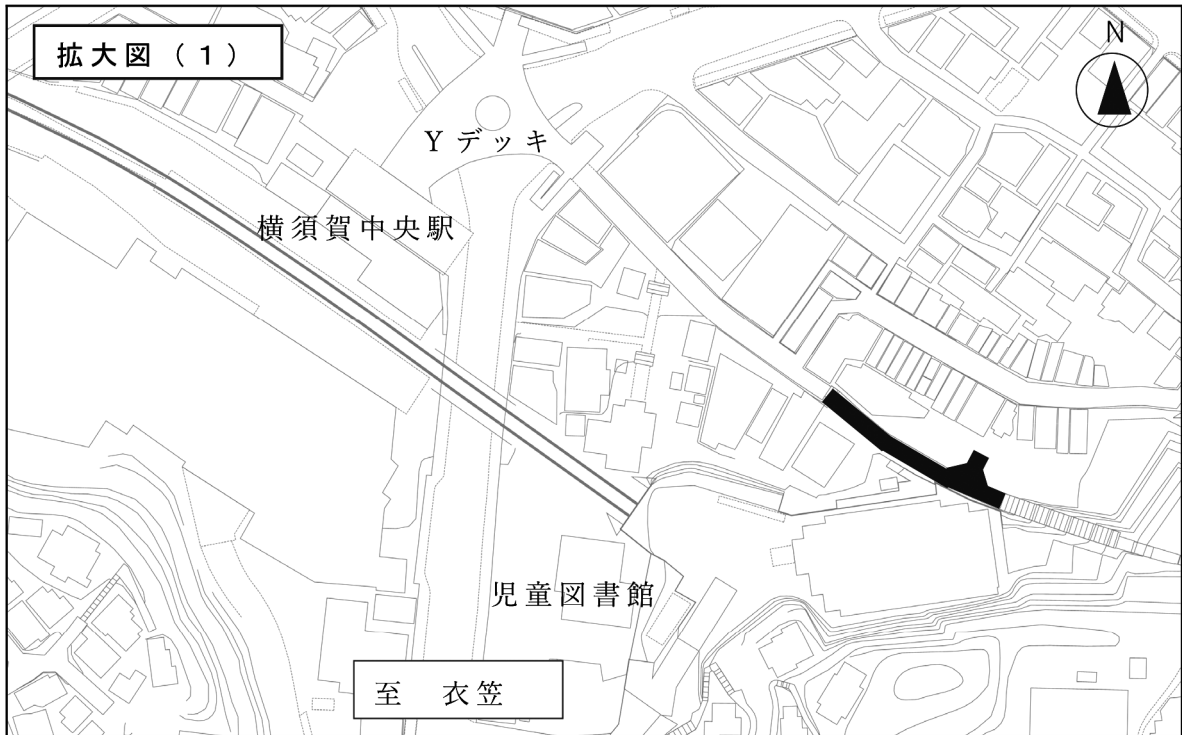
| 指 定 年月日  | 区 域 名              | 区域図    |
|----------|--------------------|--------|
| 令和8年4月1日 | 横須賀中央駅周辺自転車等放置禁止区域 | 別図のとおり |

別図

### 横須賀中央駅周辺自転車等放置禁止区域

| 凡例                                                                                 |                  |
|------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
|  | 自転車等放置禁止区域の追加部分  |
|  | 自転車等放置禁止区域の既指定部分 |
|  | 自転車等駐車場          |





横須賀市告示第44号

自転車等の放置防止に関する条例（平成 3 年横須賀市条例第 29号）第10条第 2 項及び第 4 項並びに第28条第 2 項の規定に基

づき、次のとおり自転車等を保管場所に移動しました。  
令和 8 年 3 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 移動年月日等

| 移 動 年 月 日                   | 移動した自転車等の台数 |                  | 自転車等が放置されていた場所                                                                                                     | 保 管 場 所                         |
|-----------------------------|-------------|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
|                             | 自 転 車       | 原動機付自転車及び普通自動二輪車 |                                                                                                                    |                                 |
| 令和 8 年 2 月 2 日から<br>同月27日まで | 台<br>26     | 台<br>0           | 追浜駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                                    | 浦郷町自転車等保管所<br>横須賀市浦郷町 3 丁目48番地  |
| 同                           | 4           | 1                | 汐入駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                                    | 三春町自転車等保管所<br>横須賀市三春町 2 丁目 1 番地 |
| 同                           | 18          | 1                | 横須賀中央駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                                 | 同                               |
| 同                           | 2           | 0                | 県立大学駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                                  | 同                               |
| 同                           | 2           | 0                | 堀ノ内駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                                   | 同                               |
| 同                           | 5           | 1                | 衣笠駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                                    | 公郷町自転車等保管所<br>横須賀市公郷町 4 丁目 4 番地 |
| 同                           | 5           | 0                | 北久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                                  | 同                               |
| 同                           | 1           | 0                | 浦賀駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                                    | 三春町自転車等保管所<br>横須賀市三春町 2 丁目 1 番地 |
| 同                           | 8           | 2                | 久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                                   | 公郷町自転車等保管所<br>横須賀市公郷町 4 丁目 4 番地 |
| 同                           | 13          | 2                | 追浜東町 2 丁目、小川町、若松町 3 丁目、三春町 2 丁目、上町 3 丁目、公郷町 4 丁目、森崎 2 丁目、根岸町 5 丁目、馬堀町 2 丁目、池田町 2 丁目、浦上台 7 丁目、粟田 2 丁目及び長井 1 丁目地内の道路 | 同                               |
| 同                           | 1           | 0                | 追浜駅第 1 自転車等駐車場                                                                                                     | 浦郷町自転車等保管所<br>横須賀市浦郷町 3 丁目48番地  |
| 同                           | 2           | 0                | 京急田浦駅自転車等駐車場                                                                                                       | 同                               |
| 同                           | 2           | 0                | 北久里浜駅第 1 自転車等駐車場                                                                                                   | 公郷町自転車等保管所<br>横須賀市公郷町 4 丁目 4 番地 |
| 同                           | 1           | 0                | 馬堀海岸駅自転車等駐車場                                                                                                       | 三春町自転車等保管所<br>横須賀市三春町 2 丁目 1 番地 |
| 同                           | 0           | 1                | 久里浜駅自転車等駐車場                                                                                                        | 公郷町自転車等保管所<br>横須賀市公郷町 4 丁目 4 番地 |
| 同                           | 1           | 0                | Y R P 野比駅第 1 自転車等駐車場                                                                                               | 同                               |

2 保管期間

自転車等を移動した日の翌日から起算して 2 箇月間

3 返還を受ける方法

(1) 返還場所

返還を受けようとする自転車等の保管場所

(2) 返還日時

月曜日から土曜日までの午前11時から午後 7 時まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178 号）に規定する休日を除きます。

(3) 移動費用

自転車 1 台につき 2,500円

原動機付自転車及び普通自動二輪車 1 台につき 5,000円

(4) 持参するもの

自転車等のかきその他当該自転車等の利用者等であることを証明するもの及び印鑑

4 保管期間経過後の自転車等の措置

保管期間が経過した自転車等は、本市が処分します。

5 問い合わせ先

横須賀市建設部建設総務課

横須賀市告示第45号

道路区域変更及び供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和 8 年 3 月25日からその供用を開始します。

その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。

令和 8 年 3 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

| 路線名   | 旧新別 | 区 間                                            | 敷地の幅員       | 延 長          |
|-------|-----|------------------------------------------------|-------------|--------------|
| 474   | 旧   | 西逸見町 1 丁目 8 番の15地先から<br>西逸見町 1 丁目 9 番の 1 地先まで  | メートル<br>3.6 | メートル<br>25.3 |
|       | 新   | 西逸見町 1 丁目 8 番の 3 地先から<br>西逸見町 1 丁目 9 番の 1 地先まで | 3.6～ 3.8    | 25.3         |
| 4,044 | 旧   | 長坂 4 丁目1589番の 2 地先から<br>長坂 4 丁目1593番の 2 地先まで   | 1.9～ 2.0    | 53.5         |
|       | 新   | 長坂 4 丁目1589番の 2 地先から<br>長坂 4 丁目1593番の 1 地先まで   | 1.9～ 4.1    | 53.5         |

## 公 告

### 横須賀市公告第42号 (令和 8 年 3 月12日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 8 年 3 月12日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

### 横須賀市公告第43号 (令和 8 年 3 月12日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 8 年 3 月12日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

### 横須賀市公告第44号 (令和 8 年 3 月12日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 8 年 3 月12日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度     | 科 目        | 備 考                           |
|---------|------------|-------------------------------|
| 令和 7 年度 | 介護保険料納入通知書 | 1 月分の納期限は、令和 8 年 3 月31日に変更する。 |

(別紙略)

### 横須賀市公告第45号 (令和 8 年 3 月12日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 8 年 3 月12日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度 | 種 別 | 月 別 | 発付年月日 |
|-----|-----|-----|-------|
|-----|-----|-----|-------|

|         |           |        |               |
|---------|-----------|--------|---------------|
| 令和 7 年度 | 介 護 保 険 料 | 11 月 分 | 令和 8 年 1 月30日 |
|         |           | 12 月 分 | 令和 8 年 1 月30日 |

(別紙略)

### 横須賀市公告第46号 (令和 8 年 3 月12日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料決定通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 8 年 3 月12日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度     | 科 目              | 備 考                                    |
|---------|------------------|----------------------------------------|
| 令和 6 年度 | 国民健康保険料<br>決定通知書 | 11月分の納期限は、令和 8 年 3 月31日に変更する。          |
| 令和 7 年度 |                  | 11月分から 2 月分までの納期限は、令和 8 年 3 月31日に変更する。 |

(別紙略)

### 横須賀市公告第47号 (令和 8 年 3 月12日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料変更通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 8 年 3 月12日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度     | 科 目              | 備 考                                         |
|---------|------------------|---------------------------------------------|
| 令和 6 年度 | 国民健康保険料<br>変更通知書 | 減額分                                         |
| 令和 7 年度 |                  | 減額分<br>1 月分及び 2 月分の納期限は、令和 8 年 3 月31日に変更する。 |

(別紙略)

### 横須賀市公告第48号 (令和 8 年 3 月12日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和8年3月12日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度   | 種 別     | 月 別  | 発付年月日      |
|-------|---------|------|------------|
| 令和7年度 | 国民健康保険料 | 11月分 | 令和7年12月26日 |
|       |         | 12月分 | 令和8年1月30日  |

(別紙略)

横須賀市公告第49号 (令和8年3月12日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、後期高齢者医療保険料納入通知書の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和8年3月12日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度   | 種 別             | 備 考 |
|-------|-----------------|-----|
| 令和7年度 | 後期高齢者医療保険料納入通知書 | 減額分 |

(別紙略)

横須賀市公告第50号 (令和8年3月12日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和8年3月12日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度   | 種 別        | 月 別  | 発付年月日      |
|-------|------------|------|------------|
| 令和5年度 |            | 2月分  | 令和6年3月29日  |
|       |            | 3月分  | 令和6年4月30日  |
| 令和6年度 | 後期高齢者医療保険料 | 7月分  | 令和6年8月30日  |
|       |            | 8月分  | 令和6年9月30日  |
|       |            | 9月分  | 令和6年10月30日 |
|       |            | 10月分 | 令和6年11月29日 |
|       |            | 11月分 | 令和6年12月27日 |
|       |            | 12月分 | 令和7年1月31日  |
|       |            | 1月分  | 令和7年2月28日  |
|       |            | 2月分  | 令和7年3月24日  |
|       |            | 3月分  | 令和7年4月30日  |

|       |      |            |
|-------|------|------------|
| 令和7年度 | 7月分  | 令和7年8月29日  |
|       | 8月分  | 令和7年9月30日  |
|       | 9月分  | 令和7年10月30日 |
|       | 10月分 | 令和7年11月28日 |
|       | 11月分 | 令和7年12月26日 |
|       | 12月分 | 令和8年1月30日  |

(別紙略)

横須賀市公告第51号 (令和8年3月19日 掲 示 済)

別紙の方は、職権により住民票の消除をしたので、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第4項後段の規定により公告します。

令和8年3月19日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第52号 (令和8年3月19日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和8年3月19日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第53号 (令和8年3月19日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和8年3月19日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第54号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第5項の規定により、次の区域に係る地域計画を変更したため、同条第8項の規定により公告します。

令和8年3月25日

横須賀市長 上 地 克 明

地域計画を変更した区域  
北下浦地区、長井地区、武山地区及び大楠地区の農業振興地域

横須賀市公告第55号 (令和8年3月25日 掲 示 済)

都市公園条例（昭和34年横須賀市条例第18号）第2条の規定により、次の都市公園の区域及び面積を変更し、令和8年3月25日からその供用を開始します。

令和8年3月25日

横須賀市長 上 地 克 明

| 名 称        | 位置（代表地番）       | 区 域    | 面 積           |               |
|------------|----------------|--------|---------------|---------------|
|            |                |        | 変 更 前         | 変 更 後         |
| 汐入公園       | 横須賀市汐入町2丁目38番5 | 別図のとおり | 平方メートル<br>136 | 平方メートル<br>180 |
| 衣笠山公園      | 横須賀市小矢部4丁目922番 | 別図のとおり | 253,755       | 265,003       |
| 長沢5丁目第4都市林 | 横須賀市長沢5丁目4820番 | 別図のとおり | 4,385         | 6,486         |

|      |               |        |     |     |
|------|---------------|--------|-----|-----|
| 八幡公園 | 横須賀市久里浜4丁目74番 | 別図のとおり | 927 | 924 |
|------|---------------|--------|-----|-----|

(別図略)

横須賀市公告第56号

港湾法(昭和25年法律第218号)第56条の4第3項の規定により、次のとおり所有者及び管理者不明の船舶を撤去し、及び保管しました。当該船舶は、令和8年9月25日まで保管し、保管期間が経過した船舶は、本市が処分します。

令和8年3月25日

横須賀市長 上地 克明

1 保管した船舶の種類、数量及び形状

| 種類           | 数量 | 形状寸法                      |
|--------------|----|---------------------------|
| グラスファイバー製ボート | 1隻 | 長さ 4.20メートル<br>幅 1.30メートル |

2 保管した船舶が放置されていた場所及び当該船舶を撤去した日時

(1) 保管した船舶が放置されていた場所

横須賀市鴨居4丁目1322番9地先

(2) 船舶を撤去した日時

令和8年3月3日午後1時30分

3 船舶の保管を始めた日時及び保管の場所

(1) 船舶の保管を始めた日時

令和8年3月3日午後2時35分

(2) 船舶の保管の場所

横須賀市久里浜8丁目2567番18地先

4 返還を受ける方法等

返還を受けようとするときは、事前に協議の上決定します。

5 問い合わせ先

横須賀市港湾部港湾管理課

4 返還を受ける方法等

返還を受けようとするときは、事前に協議の上決定します。

5 問い合わせ先

横須賀市港湾部港湾管理課

横須賀市公告第58号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可したので、同条第7項の規定により公告します。

令和8年3月25日

横須賀市長 上地 克明

記の1

1 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在

横須賀市長井1丁目732番

2 中間管理権の設定を受ける者の所在地、名称及び代表者名

東京都渋谷区千駄ヶ谷3丁目54番15号ベルズ原宿

株式会社ローランズ

代表取締役 福壽満希

3 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名

横須賀市長井6丁目17番46号

鈴木浩之

4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名

横浜市中区山下町2番地

公益社団法人神奈川県農業会議

会長 持田文男

記の2

1 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在

横須賀市長井6丁目3432番

2 中間管理権の設定を受ける方の住所及び氏名

横須賀市佐島3丁目1番26号

井上純一

3 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名

相模原市南区上鶴間5丁目6番2-107号

小知和紀男

4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名

横浜市中区山下町2番地

公益社団法人神奈川県農業会議

会長 持田文男

記の3

1 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在

横須賀市長井6丁目4096番1、4096番2、4864番及び4894番1

2 中間管理権の設定を受ける方の住所及び氏名

横須賀市佐島3丁目1番26号

井上純一

3 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名

横須賀市長井6丁目4番13号

新井勉

4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名

横浜市中区山下町2番地

公益社団法人神奈川県農業会議

会長 持田文男

記の4

1 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在

横須賀市長井1丁目91番1、91番2及び92番

2 中間管理権の設定を受ける者の所在地、名称及び代表者名

横須賀市長井1丁目17番4号

株式会社アグリシエアビレッジ

代表取締役 原田大志

横須賀市公告第57号

港湾法(昭和25年法律第218号)第56条の4第3項の規定により、次のとおり所有者及び管理者不明の船舶を撤去し、及び保管しました。当該船舶は、令和8年9月25日まで保管し、保管期間が経過した船舶は、本市が処分します。

令和8年3月25日

横須賀市長 上地 克明

1 保管した船舶の種類、数量及び形状

| 種類           | 数量 | 形状寸法                      |
|--------------|----|---------------------------|
| グラスファイバー製ボート | 1隻 | 長さ 3.40メートル<br>幅 1.35メートル |
| 同            | 1隻 | 長さ 3.80メートル<br>幅 1.30メートル |
| 同            | 1隻 | 長さ 3.60メートル<br>幅 1.00メートル |
| 同            | 1隻 | 長さ 3.70メートル<br>幅 1.05メートル |
| 同            | 1隻 | 長さ 3.70メートル<br>幅 1.40メートル |

2 保管した船舶が放置されていた場所及び当該船舶を撤去した日時

(1) 保管した船舶が放置されていた場所

横須賀市長瀬1丁目11番1地先

(2) 船舶を撤去した日時

令和8年3月3日午後2時00分

3 船舶の保管を始めた日時及び保管の場所

(1) 船舶の保管を始めた日時

令和8年3月3日午後2時35分

(2) 船舶の保管の場所

横須賀市久里浜8丁目2567番18地先

|                                                                                                                  |                                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>3 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名<br/>横須賀市長井1丁目17番9号<br/>原 田 久 翁</p>                                                | <p>横須賀市長井6丁目3290番</p>                                                                                            |
| <p>4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名<br/>横浜市中区山下町2番地<br/>公益社団法人神奈川県農業会議<br/>会長 持 田 文 男</p> | <p>2 中間管理権の設定を受ける方の住所及び氏名<br/>横須賀市長井2丁目7番17号<br/>三 富 和 浩</p>                                                     |
| <p>記の5</p> <p>1 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在<br/>横須賀市長井2丁目1934番1及び1948番</p>                                             | <p>3 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名<br/>横須賀市長井6丁目16番10号<br/>上 杉 敏 則</p>                                               |
| <p>2 中間管理権の設定を受ける方の住所及び氏名<br/>横須賀市林4丁目456番地1シティハイムナガノA101<br/>水 野 直 太</p>                                        | <p>4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名<br/>横浜市中区山下町2番地<br/>公益社団法人神奈川県農業会議<br/>会長 持 田 文 男</p> |
| <p>3 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名<br/>横須賀市池田町5丁目3番2号<br/>杉 山 香</p>                                                  | <p>記の10</p> <p>1 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在<br/>横須賀市長井4丁目3631番、3764番1及び3765番</p>                                      |
| <p>4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名<br/>横浜市中区山下町2番地<br/>公益社団法人神奈川県農業会議<br/>会長 持 田 文 男</p> | <p>2 中間管理権の設定を受ける方の住所及び氏名<br/>三浦市初声町三戸2565番地<br/>高 橋 芳 久</p>                                                     |
| <p>記の6</p> <p>1 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在<br/>横須賀市長井4丁目4147番3</p>                                                    | <p>3 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名<br/>横須賀市長井2丁目7番10号<br/>肥 田 正 好</p>                                                |
| <p>2 中間管理権の設定を受ける方の住所及び氏名<br/>横須賀市林4丁目456番地1シティハイムナガノA101<br/>水 野 直 太</p>                                        | <p>4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名<br/>横浜市中区山下町2番地<br/>公益社団法人神奈川県農業会議<br/>会長 持 田 文 男</p> |
| <p>3 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名<br/>横須賀市長井6丁目24番19号<br/>小 嶋 健 治</p>                                               | <p>記の11</p> <p>1 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在<br/>横須賀市長井4丁目4156番2及び4157番1</p>                                           |
| <p>4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名<br/>横浜市中区山下町2番地<br/>公益社団法人神奈川県農業会議<br/>会長 持 田 文 男</p> | <p>2 中間管理権の設定を受ける方の住所及び氏名<br/>横須賀市長井2丁目12番12号<br/>嘉 山 明</p>                                                      |
| <p>記の7</p> <p>1 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在<br/>横須賀市長井5丁目3221番1及び3221番2</p>                                            | <p>3 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名<br/>横須賀市長井6丁目25番6号<br/>早 川 進</p>                                                  |
| <p>2 中間管理権の設定を受ける方の住所及び氏名<br/>横須賀市林4丁目456番地1シティハイムナガノA101<br/>水 野 直 太</p>                                        | <p>4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名<br/>横浜市中区山下町2番地<br/>公益社団法人神奈川県農業会議<br/>会長 持 田 文 男</p> |
| <p>3 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名<br/>横須賀市長井5丁目8番10号<br/>嘉 山 利 昭</p>                                                | <p>記の12</p> <p>1 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在<br/>横須賀市長井6丁目4687番10及び4687番14</p>                                         |
| <p>4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名<br/>横浜市中区山下町2番地<br/>公益社団法人神奈川県農業会議<br/>会長 持 田 文 男</p> | <p>2 中間管理権の設定を受ける方の住所及び氏名<br/>三浦市初声町三戸2555番地<br/>三 上 和 利</p>                                                     |
| <p>記の8</p> <p>1 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在<br/>横須賀市長井3丁目3152番2</p>                                                    | <p>3 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名<br/>横須賀市長井6丁目4番28号<br/>梶ヶ谷 タツ子</p>                                                |
| <p>2 中間管理権の設定を受ける方の住所及び氏名<br/>横須賀市長井2丁目7番17号<br/>三 富 和 浩</p>                                                     | <p>4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名<br/>横浜市中区山下町2番地<br/>公益社団法人神奈川県農業会議<br/>会長 持 田 文 男</p> |
| <p>3 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名<br/>横須賀市池田町5丁目3番2号<br/>杉 山 香</p>                                                  | <p>記の13</p> <p>1 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在<br/>横須賀市須軽谷字扇山1243番及び1248番</p>                                            |
| <p>4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名<br/>横浜市中区山下町2番地<br/>公益社団法人神奈川県農業会議<br/>会長 持 田 文 男</p> | <p>2 中間管理権の設定を受ける方の住所及び氏名<br/>三浦市南下浦町菊名497番1号<br/>鈴 木 英 輔</p>                                                    |
| <p>記の9</p> <p>1 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在</p>                                                                        | <p>3 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名<br/>横須賀市須軽谷1209番地<br/>角 井 和 雄</p>                                                 |
|                                                                                                                  | <p>4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名<br/>横浜市中区山下町2番地</p>                                   |

公益社団法人神奈川県農業会議  
会長 持田 文 男

記の14

- 1 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在  
横須賀市津久井3丁目1588番、1589番、1590番、1591番及び1592番
- 2 中間管理権の設定を受ける方の住所及び氏名  
三浦市南下浦町上宮田1668番地  
長 嶋 真 人
- 3 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市津久井3丁目25番21号  
原 益 男
- 4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名  
横浜市中区山下町2番地  
公益社団法人神奈川県農業会議  
会長 持田 文 男

記の15

- 1 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在  
横須賀市津久井3丁目1679番1
- 2 中間管理権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市津久井3丁目23番14号  
長谷川 昭 雄
- 3 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市舟倉1丁目17番8号  
長谷川 陽 一
- 4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名  
横浜市中区山下町2番地  
公益社団法人神奈川県農業会議  
会長 持田 文 男

記の16

- 1 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在  
横須賀市津久井3丁目1679番2
- 2 中間管理権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市津久井3丁目23番14号  
長谷川 昭 雄
- 3 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市馬堀町2丁目10番11号  
堀 千 枝
- 4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名  
横浜市中区山下町2番地

公益社団法人神奈川県農業会議  
会長 持田 文 男

記の17

- 1 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在  
横須賀市津久井3丁目1679番3
- 2 中間管理権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市津久井3丁目23番14号  
長谷川 昭 雄
- 3 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市金谷1丁目3番18号  
石 渡 君 子  
横須賀市阿部倉28番10号  
老 沼 実 佐 子
- 4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名  
横浜市中区山下町2番地  
公益社団法人神奈川県農業会議  
会長 持田 文 男

記の18

- 1 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在  
横須賀市津久井4丁目2579番2
- 2 中間管理権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市津久井3丁目28番21号  
原 健 治
- 3 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名  
藤沢市辻堂新町1丁目2番7-1107号  
高 橋 太
- 4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名  
横浜市中区山下町2番地  
公益社団法人神奈川県農業会議  
会長 持田 文 男

## 上下水道局告示

### 横須賀市上下水道局告示第11号

横須賀市水道事業給水条例（昭和33年横須賀市条例第24号）第11条第1項の規定に基づき、次に掲げる給水装置工事事業者を本市指定給水装置工事事業者として指定しました。

令和8年3月25日

横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 廣 川 淨 之

| 登録番号 | 給水装置工事事業者名 | 代表者名    | 所在地                          | 指定年月日        | 有効期限          |
|------|------------|---------|------------------------------|--------------|---------------|
| 700  | 日本水道修理工房   | 神 保 洋 平 | 藤沢市湘南台2丁目11番地4ラ<br>ンガ湘南台1002 | 令和8年<br>3月4日 | 令和13年<br>3月3日 |

### 横須賀市上下水道局告示第12号

指定下水道工事店条例（平成12年横須賀市条例第45号）第7条の規定に基づき、次のとおり指定下水道工事店の指定を辞退

する旨届出がありました。

令和8年3月25日

横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 廣 川 淨 之

| 登録番号  | 工 事 店 名  | 代表者名    | 所在地              | 指定年月日    |
|-------|----------|---------|------------------|----------|
| 須 359 | 正興住建株式会社 | 服 部 宣 一 | 千葉県松戸市六高台二丁目6番地2 | 令和8年3月5日 |

## 教育委員会告示

### 横須賀市教育委員会告示第3号（令和8年3月2日） （ 掲 示 済 ）

横須賀市教育委員会定例会を次のとおり招集します。  
令和8年3月2日

横須賀市教育委員会  
教育長 新 倉 聡

- 1 日時 令和8年3月5日午前9時30分
- 2 会議開催の場所 横須賀市役所正庁
- 3 会議に付議すべき事項
  - (1) 横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針の改定について
  - (2) 横須賀市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則中改正について
  - (3) 市立学校公文書管理規程中改正について

## 選挙管理委員会告示

横須賀市選挙管理委員会告示第23号 (令和 8 年 2 月 8 日)  
掲 示 済

公職選挙法（昭和25年法律第 100 号）第22条第 1 項の規定による選挙人名簿への登録を行う日は、同項の規定により登録月の 1 日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とし、次のとおりとする。

令和 8 年 2 月 8 日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山 口 道 夫

登録を行う日 令和 8 年 3 月 2 日

横須賀市選挙管理委員会告示第24号 (令和 8 年 3 月 2 日)  
掲 示 済

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第 1 項及び第75条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する方の総数の50分の 1 の数、地方自治法第76条第 1 項、第80条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162 号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する方の総数の 3 分の 1 の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第11項及び第 5 条第 15項に規定する選挙権を有する方の総数の 6 分の 1 の数は、次のとおりです。

令和 8 年 3 月 2 日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山 口 道 夫

- |                          |           |
|--------------------------|-----------|
| 1 選挙権を有する方の総数の50分の 1 の数  | 6,454 人   |
| 2 選挙権を有する方の総数の 3 分の 1 の数 | 107,561 人 |
| 3 選挙権を有する方の総数の 6 分の 1 の数 | 53,781 人  |